

南大隅町スマート農業導入事業【草刈り機付きショベル】運用要綱

（目的）

第1条 農地とその維持に必要な地域資源等の保全、また斜度のきつい法面や耕作放棄地等の草刈作業を請け負うことで、農業者の作業省力化と作業効率の向上を目的とした農用推進を図る。

（対象）

第2条 草刈り機付きショベル（以下、「本機」という。）を利用できるものは、町内に農地を有する者（借地も含む）に限る。但しその他町長が認めるものはこの限りではない。

（貸出要件）

第3条 本機は、次に掲げる要件全てに同意した場合に、利用できるものとする。

- （1）本機のみ貸し出しは行わず、操縦者及び作業補助者の派遣も含めた利用とする。
- （2）町内の農地等の草刈作業のみの対応となり、集草作業は行わない。

（借用申請）

第4条 本機の利用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて作業を受けようとする日の7日前までに町長へ申請しなければならない。

- （1）草刈り機付きショベル利用申請書（様式1号）
- （2）作業範囲を記した図面又は写真

（費用負担）

第5条 本機の利用料は、作業時間1時間当たり2,500円（燃料代込み）とする。また、作業時間は作業場所到着時から作業終了までとする。

（請求及び支払い）

第6条 町長は、作業終了後速やかに納付書を申請者へ送付するものとする。その後、申請者は支払いを行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。